明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕

○中小企業等経営強化法第二条第十二項の規定に基づき、平成二十九年度予算に係る特定補助金等を指定した件（**総務・経済産業**一）　一
○強制執行、仮差押え及び仮処分をすることができない海外の美術品等を指定する件（**文部科学**九八）　二
○中小企業等経営強化法第二条第十二項の規定に基づき、平成二十九年度予算に係る特定補助金等を指定した件（**文部科学・経済産業**四）　六
○中小企業等経営強化法第二条第十二項の規定に基づき、平成二十九年度予算に係る特定補助金等を指定した件（**厚生労働・経済産業**二）　九
○中小企業等経営強化法第二条第十二項の規定に基づき、平成二十九年度予算に係る特定補助金等を指定した件（**農林水産・経済産業**三）　一〇
○平成二十九年度中小企業者等に対する特定補助金等の交付の方針が定められた件（**経済産業**一七七）　一〇
○国等の特定補助金等の支出の実績の概要の通知があった件（**同**一七八）　一〇
○中小企業等経営強化法第二条第十二項の規定に基づき、平成二十九年度予算に係る特定補助金等を指定した件（**同**一七九）　一〇
○中小企業等経営強化法第二条第十二項の規定に基づき、平成二十九年度予算に係る特定補助金等を指定した件（**経済産業・国土交通**八）　一〇
○中小企業等経営強化法第二条第十二項の規定に基づき、平成二十九年度予算に係る特定補助金等を指定した件（**経済産業・環境**八）　二
○温室効果ガス総排出量の算定に係る他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出の程度を示す係数を告示する件（**同**九）　一六
○特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令の規定に基づき、電気事業者ごとの特定排出者による他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出の程度を示す係数及び代替する係数を公表する件（**同**一〇）　一六
○温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令の規定に基づき、電気事業者ごとの調整後排出係数を公表する件（**同**一一）　一六

〔**官庁報告**〕

国家試験
ＣＢＴによる平成二十九年度ＩＴパスポート試験合格者（経済産業省）　二七

〔**公　告**〕

諸事項

官庁
買収前の所有者等への売払い、建設業の営業の停止命令関係　三
裁判所
破産、免責、再生関係　三六
地方公共団体
行旅死亡人、公示送達関係　五〇
会社その他
会社決算公告　五二